

平川市ファイリング・システム導入支援業務プロポーザル実施要領

1 プロポーザル実施の目的

本市では、新庁舎の移転へ向け、文書の保管スペースが限られていることから、大幅な文書の削減を図らなければいけない状況にある。また、庁舎ごとに混在した文書管理の方法を見直し、文書管理体制の統一を図るため、全庁的にフォルダーを中心とした文書管理方式であるファイリング・システムを導入することとした。

このプロポーザルでは、独自のノウハウを有すると思われる各事業者からの企画提案を募り、本市の求めるファイリング・システムの構築に最も適すると思われるコンサルタント（以下「最優秀提案者」という。）を特定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

平川市ファイリング・システム導入支援業務

(2) 委託業務内容

別添「平川市ファイリング・システム導入支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成32年（2020年）3月31日まで

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、9,397,000円（消費税を含む。）以内とする。

なお、当該費用は、コンサルティング業務に係る費用とし、ファイリング用品の購入等に要する費用は含まない。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

- ・プロポーザルの実施公告（公募開始） 平成31年4月12日（金）
- ・参加申込書提出締切 平成31年4月22日（月）
- ・参加資格確認結果の通知 平成31年4月24日（水）
- ・企画提案書提出締切 平成31年5月10日（金）
- ・ヒアリング（プレゼンテーション）の実施（日程等は後日連絡する。）
- ・最優秀提案者の特定 平成31年5月下旬

4 このプロポーザルの参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件のすべてを満たすものであることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア このプロポーザルの実施公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- イ このプロポーザルの実施公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 市町村民税の納付義務を有する者にあつては、納付期限の到来した当該市町村民税を完納していること。
- (4) 参加申込書提出締切日までに平川市の入札参加資格者名簿に登載されている業者であること。
- (5) 平成20年度以降に国の機関又は他の自治体においてファイリング・システムの導入実績を有し、8の(1)参加者の条件を満たしていること。

5 このプロポーザルに係る審査の方法等

- (1) このプロポーザルに係る審査は、提出された参加申込書及び企画提案書とヒアリング（プレゼンテーション）により実施し、この業務の委託契約交渉先となる最優秀提案者を特定する。
- (2) 審査は、本市の内部に設置された「平川市ファイリング・システム導入支援業務委託事業者選定委員会」（市の内部組織）が行う。
- (3) ヒアリング（プレゼンテーション）について
 - ア 日程、会場等の情報は、企画提案書提出締切後に関係者に連絡する。
 - イ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が提出された企画提案書に合致しており、提案内容の理解を助けるものであれば使用を認める。この場合、プロジェクト及びスクリーンは本市で用意する。
 - ウ ヒアリング（プレゼンテーション）に参加できる人数は、1事業者につき3人以内とする。
 - エ 1事業者当たりのヒアリング（プレゼンテーション）に係る時間は、30分程度とし、参加者数に応じて変動するものとする。
- (4) 審査結果については、審査終了後に各参加事業者に適宜の方法で通知する。
- (5) 審査結果について、最優秀提案者及び次点者を公表するものとする。その他の者については、当該者の順位及び総合点数についてのみ、平川市情報公開条例の規程に基づき開示する。

6 参加申込書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書を提出すること。

- (1) 提出様式 別紙1「参加申込書」並びに別紙2「事業者概要」及びその添付資料（1部ずつ）
- (2) 提出期限 平成31年4月22日（月） 午後5時00分（必着）
- (3) 提出場所 平川市総務部総務課行政係（青森県平川市柏木町藤山25番地6）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の作成要領

企画提案書の作成要領は、別紙「ファイリング・システム導入支援業務プロポーザルに係る企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)の定めるところによる。

(2) 提出期限 平成31年5月10日(金) 午後5時00分(必着)

(3) 提出場所 6の(3)に同じ。

(4) 提出部数 10部(うち1部は片面印刷とし、ホチキス止めしないこと。)

(5) 提出方法 持参又は郵送とする。

8 審査基準

評価基準は、次のとおりとする。

(1) 参加者の条件

項目	確認事項
1 ファイリング・システムの導入実績	本市と同等規模以上の団体における紙文書におけるファイリング・システムの導入及び維持管理の実績があること
2 技術者の保有状況	当業務を担当する技術職員が2名以上確保されていること

(2) 企画提案書及びヒアリングにおける審査

評価項目	評価事項	評価の視点
1 企画提案書	企画提案の内容	・企画提案のテーマ及び前提条件に的確に込んでいるか ・企画提案書の内容及び書式に不備、漏れ等はないか
2 システム構築に対する支援ソフトの提供	職員の負担を軽減しシステムの構築・維持管理の精度を高める	・支援ソフトの提供ができるか ・ファイル基準表の作成・メンテナンス フォルダーラベル他各種印刷 取扱基準のフォルダーラベル印刷ができるか
3 業務実施体制	実施体制及び導入・維持管理スケジュール	妥当性・合理性
	総括責任者、業務担当者等従事者の能力	行政の文書事務全般に関する知見・理解があるか

4 技術提案	技術提案の内容	<p>○的確性</p> <p>1 次の課題を解決するものであるか</p> <p>(1) 文書ライフサイクルが機能していないので、不要文書であふれていること。</p> <p>(2) 執務室の文書が施錠管理されていないので、情報漏えいリスクが高いこと。</p> <p>(3) 文書の検索に時間を要し、文書の所在や現況を正確に示す文書目録が常備されていないこと。</p> <p>2 次の事項について配慮がなされているか</p> <p>(1) 運用負荷（職員負担、ランニングコスト）の小さいファイリング・システムの構築（今後の職員削減への対応）</p> <p>(2) A3版の課税台帳や分厚い設計図書等のフォルダに入らない文書の適正管理</p> <p>3 本市の事業目的の向上・達成に資する提案となっているか</p> <p>(1) 住民との行政情報の共有化</p> <p>(2) 事務能率の改善（文書検索の迅速化、庁舎利用効率の増大など）による行財政の効率化・自立化</p> <p>○維持管理面（実効性） 維持管理面で最終的に組織への定着につなげるノウハウ・実績があるか</p> <p>○職員の意識面への対策 問題意識を持っており、かつ職員への指導力が認められるか</p> <p>○独創性 独自のノウハウや創造性が認められるか</p>
--------	---------	---

5 事業者の意欲・印象	説得力・分かりやすさ	ヒアリング（プレゼンテーション）を行い、事業者の意欲や説明の分かりやすさを判断する。
6 経費見積り	費用対効果	導入及び維持管理に係るコンサルタント費用の額及び妥当性

9 契約の締結及び業務委託に係る留意事項

本市は、平川市ファイリング・システム導入支援業務委託事業者選定委員会が最優秀提案者と特定した事業者と委託契約締結の交渉を行う。

10 質疑応答

このプロポーザルについての質疑は、次のとおり取り扱う。

(1) 受付期間 平成31年4月12日から平成31年4月24日
(午後5時00分) まで

(2) 照会方法

別紙3「質問書」を次の受付場所までファクシミリ又は電子メールにより照会すること。照会後は、確認のため受付場所に電話で連絡をすること。

受付場所：平川市総務部総務課行政係

電話：0172-44-1111

FAX：0172-44-8619

E-mail: gyousei@city.hirakawa.lg.jp

(3) 質疑応答の内容については、参加申込者全員に公表する。

11 その他

(1) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング（プレゼンテーション）の参加に要する費用は、すべて提案を行った者の負担とする。

(2) 提出された参加申込書及び企画提案書は、返却しない。

(3) 本市に提出された参加申込書及び企画提案書の取扱いについては、個人情報保護条例、及びセキュリティポリシーを遵守するものとする。ただし、当該提案者から公開することについて同意があったときは、当該同意のあった部分について公開するものとする。

(4) 本市は、最優秀提案者の特定の後においても、当該最優秀提案者の企画提案書の内容に拘束されない。

(5) 参加申込書及び企画提案書に記載した本市を担当する技術者は、病休、死亡、退職等の異例の場合を除き変更することはできない。

なお、最優秀提案者が特定された後に配置予定の技術者を変更しようとするときは、あらかじめ本市と協議しなければならない。

(6) 最優秀提案者として特定されるまでの間は、参加事業者はいつでも辞退届(様式は任意)を提出することで参加を辞退することができる。